

議員提出第3号

水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和7年9月25日提出

教育厚生委員長 鶴戸 継啓

水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書（案）

水俣病は、不知火海沿岸地域住民に塗炭の苦しみを与え、健康被害だけでなく、差別や偏見など地域住民の分断と混乱をもたらした。

水俣病の公式確認から70年という長い年月が経過しようとしているが、いまだに救済を求める人たちが後をたたない現状にある。

これは、住民のいのちと健康を守るべき行政にとって憂慮すべき事態であり、被害者たちが生存しているうちに解決しなければならない重要な課題であるとする。

令和6年5月1日、水俣病犠牲者慰霊後の環境大臣と被害者との懇談の場で、被害者の発言中に突然マイクが遮断されるという事態が起こった。

この問題は、国会でも取り上げられ、「国は、水俣病被害者の声に真摯に向き合い、水俣病問題を早期に解決すべきだ」という国民の声が大きく広がっている。

水俣病問題解決は、熊本県民にとって放置できない緊急課題である。

国がリーダーシップを発揮し、一日も早く残された水俣病被害者を救済し、水俣病問題を解決するよう心から要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

天草市議会議長 勝木 幸生

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
環境大臣	浅尾 慶一郎 様